



—東地中海・北アフリカ地域ニュース—

エジプト：国軍最高会議の動き等

(19日付エジプト各紙)

1. 2012年6月18日、国軍最高会議（SCAF）メンバーのムハンマド・アル・アッサール及びマムドーフ・シャヒーンは、17日の「憲法宣言」の内容に関する記者会見で概要以下を発言した。

(1) SCAFは、6月末に新大統領に権限を移譲するとの約束を順守する。権限移譲の実行は、SCAFが約束を破ることがなく、民主化に向けたプロセスを実行していくという確固とした証拠となる。

(2) 大統領は、大統領に付与される全ての権限を完全で不足のない形で享受することになる。

(3) SCAFに立法権が戻ったのは、大統領が行政権と立法権の二つの権限を掌握することは認められないからである。

(4) SCAFは、人民議会の解散判決に喜んではないが、同司法判決は尊重され、かつ執行されなければならない。SCAFは、「憲法宣言」を突如発出したのではなく、人民議会解散に関する最高憲法裁判所判決を受け、その必要性が生じたために発出した。

(5) 新大統領は、首相及び各閣僚を任命し、その中には国防相も含まれる。首相は様々な法律案をSCAFに提出し、SCAFから大統領に提出することになる。

(6) 憲法制定に関しては、全ての社会層を含む憲法準備委員会を通じて憲法草案が起草される。現在の憲法準備委員会が機能しない場合には、SCAFが新たな委員会を結成する。

(7) 新憲法制定及び人民議会選挙は、今後約5カ月の間に実施されるであろう。

(8) 軍警察や軍情報部に逮捕権を付与する司法省令は、非常事態宣言が終了後の軍警察や軍情報部の任務を明確化させるために発出されたものである。この省令の適用は、公共物破壊等の国家の安全に関する犯罪に限られている。

2. 各方面は、SCAFによる「憲法宣言」に対し、以下のように発言した。

(1) ムスリム同胞団及び自由公正党

「憲法宣言」の発出は、民主主義に対するクーデターであり、全ての権力を掌握しようとするSCAFの意図の現れである。残り2週間弱で国政統括権を移譲するSCAFに「憲法宣言」を発出する権限はない。

人民議会は依然として存続している。人民議会の立法権と行政監視の権限をSCAFが剥奪することは許されない。そもそもSCAFは議会の解散権を有していない。

(2) ヌール党最高委員会委員

SCAF による「憲法宣言」は、あらゆる国家権限に対するクーデターである。

(3) 「4月6日運動」

SCAF が「憲法宣言」を通じて大統領の権限を奪った結果、新大統領は軍政の単なる傀儡に過ぎなくなる。軍事クーデターに対峙し、国民に権限を返還させるべく、我々は各広場に展開して抗議デモを行うべきである。

(4) エルバラダイ「憲法党」発起人代表（前 IAEA 事務局長）

「憲法宣言」の発出は、軍事国家が継続することと革命の後退を意味している。

(5) 19日にムスリム同胞団やサラフィスト、「4月6日運動」他の青年活動グループは、「憲法宣言」に反対する抗議デモをタハリール広場他で呼びかけた。

3. 18日、憲法準備委員会は、上院に相当するシューラー評議会内において第1回会合を開催した。

(1) 同会合は、信任投票の結果、ホサーム・アル・ガラヤーニー最高司法評議会議長（注：法曹界出身のテクノクラート。過去にムスリム同胞団より大統領選挙立候補のオファーがあったが、拒否した経緯がある）を憲法準備委員会委員長に選出した。

(2) ガラヤーニー議長は、「SCAF が立法権を独占していることに関し、議会不在の場合は大統領が立法権を掌握するべきである。また、憲法準備委員会を解散させようとする動きは非合法である」と述べた。

(3) 第1回会合には、62人の委員の他、17人の予備委員が出席した。自由公正党議員他の人民議会議員も出席した。他方で、キリスト教会からの代表者、アムル・ムーサー及びサリーム・アル・アワの両元大統領候補者他が欠席した。

4. 14日、タンターウィーSCAF 議長は、主に戦争及び国防に関する問題を扱う国家防衛評議会を設置する SCAF 令を発出した。同国家防衛評議会の概要は以下のとおり。

(1) 大統領を議長とし、11人の軍幹部及び5人の文民（非軍人）により構成される。

(2) 同評議会のメンバーは、大統領、人民議会議長、首相、国防相（国軍総司令官）、軍需生産担当国務相、外相、内相、財務相、国軍参謀長、諜報長官、海軍長官、陸軍長官、空軍長官、国防相補佐、国軍作戦機関長、軍事司法機関長である。また、国防省事務局長が国家防衛評議会の事務局長を務める。

(3) 副首相、副閣僚及びそれ以外の人物であっても、国家防衛評議会がその情報や経験が役立つとみなす場合は、同評議会への出席を呼びかけることができる。

(4) 半数以上の出席により、国家防衛評議会の会合は有効とみなされる。また、出席者の過半数の賛成で決定が行われる。